条　約

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第六号

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書

ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、オーストラリア連邦、バングラデシュ人民共和国、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、フランス共和国、インド共和国、日本国、モンゴル国、ニュージーランド、パキスタン・イスラム共和国、パプアニューギニア、大韓民国、ロシア連邦、スリランカ民主社会主義共和国、東ティモール民主共和国、トルコ共和国及びアメリカ合衆国（以下「この議定書の締約国」という。）は、

東南アジアの内外の全ての平和愛好国（特に東南アジア地域に隣接する国）及び専ら主権国家によって構成される地域機関との協力が適切に強化されることを確保することを希望し、

世界の平和、安定及び調和を一層促進するため東南アジアの内外の全ての平和愛好国との協力が必要であることを規定する千九百七十六年二月二十四日にバリのデンパサールで作成された東南アジアにおける友好協力条約（以下「友好条約」という。）前文の第五段落を考慮して、

次のとおり協定する。

第一条

友好条約第十八条の第三段落を次のように改める。

この条約は、東南アジアの全ての国、すなわち、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国及びベトナム社会主義共和国の同意を得ることを条件として、東南アジア以外の国及び専ら主権国家によって構成される地域機関による加入のために開放しておく。

第二条

友好条約第十四条の第二段落を次のように改める。

ただし、この条の規定は、東南アジア以外の締約国については、当該締約国が地域的な手続により解決されるべき紛争に直接関係する場合に限り、適用する。

第三条

この議定書は、批准されなければならない。この議定書は、この議定書の締約国の批准書のうち最後のものが寄託された日に効力を生ずる。

二千十年七月二十三日にベトナムのハノイで、英語により本書一通を作成した。

（署名欄は省略）

外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
内閣総理大臣　野田　佳彦

（右条約の英文）

THIRD PROTOCOL AMENDING THE TREATY OF AMITY AND COOPERATION IN SOUTHEAST ASIA

Brunei Darussalam
The Kingdom of Cambodia
The Republic of Indonesia
The Lao People's Democratic Republic
Malaysia
The Union of Myanmar
The Republic of the Philippines
The Republic of Singapore
The Kingdom of Thailand
The Socialist Republic of Viet Nam
The Commonwealth of Australia
The People's Republic of Bangladesh
The People's Republic of China
The Democratic People's Republic of Korea
The French Republic
The Republic of India
Japan
Mongolia
New Zealand
The Islamic Republic of Pakistan
Papua New Guinea
The Republic of Korea
The Russian Federation
The Democratic Socialist Republic of Sri Lanka
The Democratic Republic of Timor-Leste
The Republic of Turkey
The United States of America

Hereinafter referred to as the High Contracting Parties: